

旧県営住宅跡地における新たな応急診療所及び教育委員会庁舎の整備について

1 これまでの経過及び趣旨

現行の津市夜間成人応急診療所については、平成19年11月1日に津リージョンプラザ内へ暫定的に開設した施設であり、平成22年2月24日に開催された市議会全員協議会において報告しました公共施設利活用基本構想に基づき、旧県営住宅跡地に恒久的な応急診療所及び事務所の整備を計画しました。また、その後、平成26年2月24日に開催された市議会全員協議会において説明した応急診療所及び事務所の整備の考え方を踏まえ、新たな応急診療所及び教育委員会庁舎として、次のとおり整備を進めようとするものです。

2 応急診療所について（1階）

(1) これまでの取組

本市の3つの応急診療所の現状と救急医療が抱える問題を踏まえ、市民が休日や夜間に安心して受診できる新たな応急診療所の整備に係る具体的な方策を検討するため、平成25年4月23日に津市応急診療所整備検討会を設置し、同年9月19日に同検討会から「新たな応急診療所開設に関する提言書」が提出されました。

当該提言書を踏まえ、平成26年度中に公益社団法人津地区医師会、公益社団法人久居一志地区医師会及び一般社団法人津薬剤師会等（以下「医師会等」という。）と協議し、意見の反映を図りながら、新たな応急診療所に係る基本設計を実施しました。

(2) 応急診療所の概要

ア 面積

285㎡程度

イ 診察室及び処置室

診察室は年末年始等の繁忙期に対応するため2室確保し、また、現行の津市夜間成人応急診療所では実施していない輸液処置や心電図検査等が可能となるように、処置室を1室確保するなど、機能の向上を図ります。

ウ 待合室

急病で受診する市民の皆様がゆったりと待っていただけるよう、また、受診者が多くなる年末年始等の繁忙期にも対応できるよう、十分なスペースを確保します。

エ 特別診察室

感染症の流行期又は新型インフルエンザ等にも対応できるよう、診察室2室とは別に特別診察室を設置します。入口、待合室及びトイレについても一般患者用とは別に配置し、感染防止に努めます。

(3) 運営方法等

当該応急診療所については、医師会等の協力を得ながら、運営します。さらに、本市における初期救急医療体制の更なる充実に向け、現在の日曜日から土曜日までの毎夜間の診療に加え、日曜日、祝日及び年末年始の昼間も診療できるよう、医師会等と調整を進めます。

(4) その他

当該応急診療所との連携が必要となる健康福祉部地域医療推進室の執務場所を2階に配置します。

3 教育委員会庁舎について（2階～4階）

(1) 執務場所面積 610㎡程度

(2) 配置する部門

平成26年2月24日に開催された市議会全員協議会において、本庁舎内に配置が必要な部門の執務場所や本庁舎の不足する会議室を確保するため、本施設の2階から4階に事務所として執務場所を整備することについて説明いたしました。

当該執務場所については、業務の独立性や連携性など、一定のまとまりがある配置が必要であることから、教育委員会庁舎として活用します。なお、配置については、現在、本庁舎6階及び7階に配置している教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課及び生涯学習課とします。

4 その他

(1) 津波避難ビルの指定

本施設は、4階建てで本庁舎に隣接することから、津波避難ビルに指定を予定しています。

(2) 今後のスケジュール

平成 27 年度 実施設計

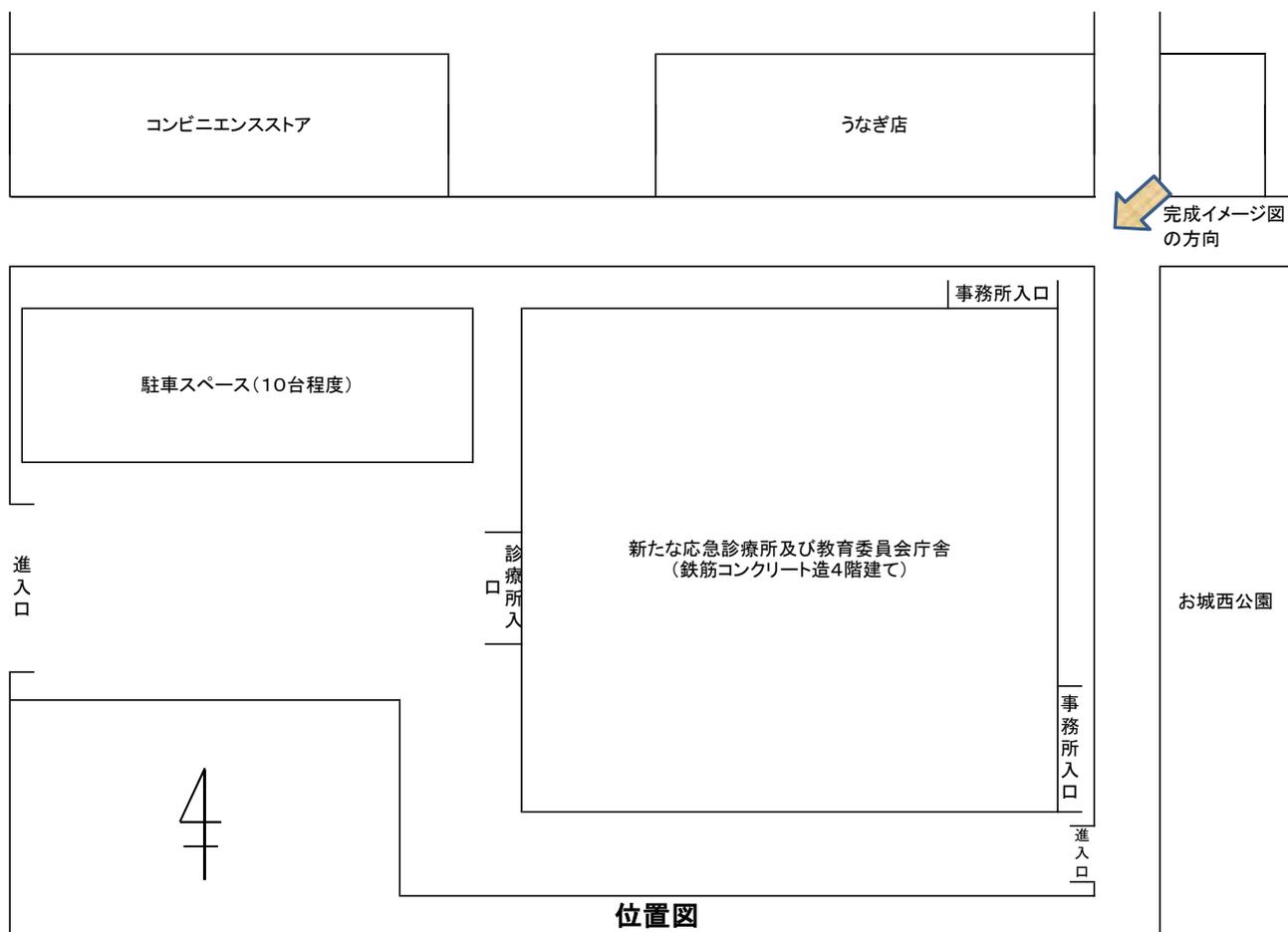
平成 28 年度 建設工事

平成 29 年度 早期に供用開始

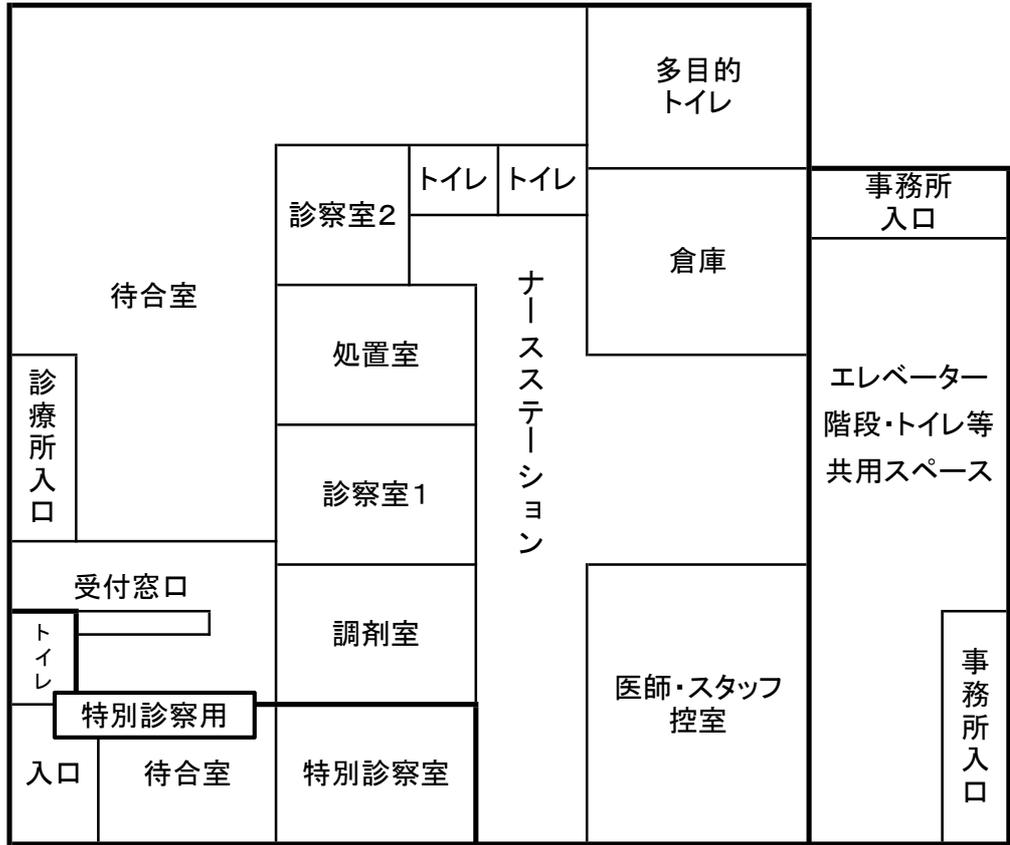
新たな応急診療所及び教育委員会庁舎位置図等



完成イメージ図【北東側】



1階
平面図



2階
平面図



3階
平面図

人権教育課	生涯学習課	書庫・倉庫
		エレベーター 階段・トイレ等 共用スペース
会議室	来客・作業用 スペース	

4階
平面図

教育総務課	書庫・倉庫	
	エレベーター 階段・トイレ等 共用スペース	
教育長室	教育委員会室	